

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、田中俊一原子力規制委員長に質問をいたします。

きょう四月十九日から、規制委員会の評価会合で、関西電力大飯原子力発電所の現状評価、現状確認、いわゆる安全確認の作業がもう既に始まったということでもあります。六月下旬を目途に評価結果を取りまとめるとされておりますけれども、この評価作業では、何を対象に、どのような判断基準に基づいて行っていくのか、伺いたいと思います。

○田中政府特別補佐人 基本的には、今回提示させていただいています新安全基準を指標に、それに合致しているかどうかということについての現状を確認させていただくということでもあります。

ただし、まだ法律として施行されておきませんので、事業者からの提示等の資料をもとに評価していく、一部は現地も視察してその確認をさせていただくということを考えています。

○笠井委員 今おっしゃった事業者からの資料というのは、関西電力の報告書のことだと思うんです。

一昨日の原子力規制委員会で決めた関西電力大飯発電所の現状評価の進め方というのがございますが、これを読みますと、「事業者報告の全分野を評価対象とする」とありますけれども、全分野とはどういうことですか。

○田中政府特別補佐人 大きく言うと、大きな安全の指針、基準になるようなものから保安規定に至るまで、非常に大部のものがございまして。それについて、できるだけ詳細に点検はしていきたいと思いますが、特に重要なことは、安全上重要なことにかかわる部分に重点を置きながら、その評価、限られた時間でございまして、そういったところを重点的に見ていくということにしております。

○笠井委員 安全上重要な事項に重点を置くと言われましたけれども、具体的にはどういう事項になりますか。

○田中政府特別補佐人 基本的には、要するに、重大事故を起こさないような設計になっているか、施設も対応ができていないか、また、重大事故が起きたときにそれをきちっとマネージできるような準備ができていないかというようなところが、一口で言うと大きな現状確認の評価になると思います。

○笠井委員 そうしますと、安全基準案に基づいてということをおっしゃったけれども、安全上重要な項目について重点的にと言われることは、新基準の中には安全上重要でない事項がある、こういうことですか。

○田中政府特別補佐人 安全上重要でないという言い方をするとちょっと誤解を招くおそれがあるんですが、やはり、安全でも、非常に重要な施設と、トラブルも余り積み重なると安全を損なうということもございまして。そういったところとかいろいろございまして、その辺については、特に今回の場合は、安全上重要ないという言い方をさせていただいています。

○笠井委員 そうすると、基準の中には、一部を満たしていればいいというふうなニュアンスも

聞こえてくるわけですがけれども、それを効率的、合理的な方法と言うのはどういうものでしょうか。

○田中政府特別補佐人 全てを見るというようなことになると、相当の時間と労力といろいろなことがかかわってきます。限られた時間ですので、一応現状確認ということで、現状評価をする段階でありますので、そういったことで、できるだけ重点的に、効果的にやっていきたい、そういうふうに思っています。

○笠井委員 先ほどから、限られた時間と言われるんですが、限られたというのはどうして限られているんですか。

○田中政府特別補佐人 今回の新基準に基づく申請というのは、実際には、今運転している炉ですから、それが定検でとまりまして、次の再開するときにはきっちりした新たな申請を出していただくということで、それについては相当きちっと見ていくということで、時間が要ると思うんです。

今は、動いている唯一の炉であるということもあまして、一応、私どもの提案している新しい基準が現実はどういったところに問題がないのかどうかということも含めて見ていく必要があらうかと思ひまして、関西電力とも協力を得て、六月末ぐらいをめどに、新しい法律が施行されるまでにそういったものを見ていこうということで始めたものでございます。

○笠井委員 そうすると、今回の大飯発電所の現状評価のための作業の内容と新規制基準の案、今提案している案とおっしゃいましたが、それとはイコールでない、違うということよろしいんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 全て同じということではないというふうに、私は、細部についてまで、どこがどういうふうに違って来るかはわかりませんが、今お答えできるだけの詳細な知識はありませんけれども、今後、新しい基準に基づいた申請が出てきて、それについての評価をしていくということと、本日からはじめました現状確認というものの内容は全く同じものではない、全て一〇〇%同じとは言えないと。

○笠井委員 田中委員長は四月十七日の会見で、大飯が例外だとか別扱いだというのは誤解だというふうに答えられましたが、明らかに、今動いている大飯の三、四号機とそれ以外の原発では扱いが違う。原発を動かすリスクは違わないのに、なぜ今動いている大飯だけ、安全上重要な事項に重点を置くなどの効率的、合理的な方法を採用して安全確認するというふうになるんですか。

○田中政府特別補佐人 再度御確認させていただきたいと思ひますが、今回の新しい基準は七月に施行されます。その後、どういう形でそれをバックフィットさせていくかということですが、委員会で議論をしました。

バックフィットというのは今回だけではありませんで、今後もあり得るわけです。次の定検まではそのまま現状でいって、とまった後で、次の定検が終わって再運転するとき、出てくるまでにはそのバックフィット基準を満たしていただくということでもあります。

ですから、そういう考え方でいけば、大飯は、今回、現状を確認したとしても、新しい基準に基づくきちっとした申請というのは、九月の定検時から次の運転に入る前までにきちっと出させていただいて、その評価をさせていただくということになります。

○笠井委員 同じような趣旨で、一昨日の会見の中でも田中委員長は、ぎりぎり譲って、譲ってというのはどこから言われて譲ってじゃなくて、次の定検まではいいけれども、次の定検後の再稼働までにはバックフィット基準を満たしていただくという考えだと。今、まさにそういうことをおっしゃったと思うんです。

地震、津波にしても、いつ来るかわからないという状況である。先ほどの質疑の中でも、やっている作業のときに地震が来たらどうするというのも考えるとおっしゃった話があったんですけども、それでも、次の定検まではいいとぎりぎり譲って言えるというのはなぜなのか。その間は基準を満たしていなくても大丈夫というふうに規制委員会は大飯の三、四号機は保証できるんですか。

○田中政府特別補佐人 非常にそこの判断は難しいところがございますが、一般的に、国際的にも、バックフィット規制というのは、一年とか二年とか余裕を置いてバックフィットを求めるとするのが普通です。

そういう意味からいうと、先生御指摘のように、今我が国の状況というのは大変厳しいので、私は、ぎりぎり譲っても次の定検までということを申し上げたというところでございます。

○笠井委員 他と比べて厳しいということなんですけれども、この地震国、津波国で、大変なことが起こったという福島、この日本でありますので、一年なら厳しくていい、定検の十三カ月ならいいということじゃないと思うんですね。

田中委員長はまた、実際、今動いている唯一の炉について、社会的な御心配、関心も高いので、最大限の努力をして現状を確認しようということだということを見ても言われました。この高いという社会的な御心配、関心というのは何のことですか。

○田中政府特別補佐人 こういうことだということをおっしゃるあれではありませんけれども、我が国で唯一動いている二つの原子炉でありますし、それについて、今先生からもいろいろな御指摘がありましたように、御心配される面もあります。

そういった点で、どの程度の安全度が確保されているのかということをお早く私どもとしても確認させていただいて、それを国民の皆さんにお示しするという事は大事な事ではないかという意味で申し上げております。

○笠井委員 社会的な関心、心配の高さというのがこの判断の基準の中に入るんですか。

○田中政府特別補佐人 安全の判断の基準には入りません。

○笠井委員 今、社会的な心配、関心というと、よく電力需給の話があったりするんですけども、経産大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力需給検証小委員会は、十七日、同じ日の会合で会見された。全国におけるこの夏の電力需給について、唯一稼働中の関西電力大飯原発三、四号機をとめても安定供給は可能であるという試算も出しているわけなんです。だから、もしそういうことで心配ということでもたこれを動かそうという話になるんだとしたら、全然筋が違うということだと思います。

田中委員長は、ことし一月二十三日の記者会見で、大飯原発については、定期検査に入ることにし九月以前に、七月になれば新しい基準が施行されて、この時点で大飯原発をとめるという措置をとる考えなのかと問われて、御指摘のように、七月はバックフィット規制が入ってきますので、大飯だけそれを例外扱いできるのかということになると、私はできないと思っていますと明言されました。考えが変わったんですか。

○田中政府特別補佐人 変わっておりません。

先ほどの繰り返しになりますけれども、バックフィットをどういうふうに適用していくかというところについて、一般的な考え方を委員会として決めさせていただきましたので、それに基づいて大飯についても適用していくということでございます。

○笠井委員 変わっていないと言われるけれども、大飯については扱いが違うということが先ほどの話で明らかになったわけでありませう。

大体、この問題でいうと、関西電力の報告、五百ページですけれども、新基準に適合することを確認しているというものを送られてきて、しかし、適合という新基準というのは、今、制定の途上。パブコメを開始したところで、我々もいろいろな批判点を持っています。原因究明もまだまだじゃないかと。

そういうことも含めて、いろいろな批判が出ている中で、これは仮設のものですよね。その上、新規制施行に向けた基本的な方針も田中委員長の私案、それを規制委員会で合意した。いまだに私案だと言われている。それも仮設の話ですよね、仮につくったもの。その上に、大飯については、それと別に、このことについては重点的にとか、そんなやり方でやったら、これは一体何なのかということになるじゃありませんか。

しかも、これを喜んでいるのは電力業界ですよね。大飯のときにどんなふう安全確認されるのか見ながら、再稼働できるかどうか、次にやるというので、今、電気新聞なんかだつて、これは数少ない朗報だというふうなことで、歓迎しているのは電力業界と。サンプルというふうな話もありましたけれども、大飯原発の継続稼働とともに、再稼働ありきのトライアルともなっていく。こんな確認作業は直ちに中止すべきだ。

原子力規制委員会として、一月の田中委員長の言明どおり、大飯原発三、四号機を例外扱いせずに、直ちに運転停止を求めるべきだと強く申し上げて、質問を終わります。